

# 令和5年度 給与所得等に係る 町民税・県民税特別徴収 様式集

この様式集の主な内容

- ◇ 退職者があった場合に提出する届
- ◇ 会社名・住所等に変更があった場合に提出する届
- ◇ 給与支払報告書を提出する際の添付書類

この給与支払報告書（総括表）は令和6年1月に「給与支払報告書」を提出していただく際に使用してください。  
 年末にあらためて送付はしませんので、紛失されないよう大切に保管してください。  
 ※提出方法は、本集10頁以降に記載してあります。

給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収事務  
 についてのお問い合わせ、各種届出書の提出先

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1  
 電話 095-865-6091(直通)  
 電話 095-882-2211(代表)  
 FAX 095-882-9293

**時津町役場  
 税務課 住民税係**

※切り取り線

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表)										時津町の指定番号	
時津町長様 令和 年 月 日提出											
給与の支払期間	令和	年	月	分	から	月	分	まで	事業種目		
給与支払者の個人番号又は法人番号										受給者総人員	
フリガナ										名	
給与支払者の氏名又は名称										① 特別徴収対象者	
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称										名	
フリガナ										② 普通徴収対象者(退職者)	
同上の所在地	〒									名	
代表者の氏名										③ 普通徴収対象者(退職者を除く)	
連絡者の氏名所属課、係名及び電話番号	課 係									所轄税務署	
氏名										税務署	
電話番号	電話 ( ) - 内線 番									給与の支払方法及びその期日	
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名									納入書の送付	
電話番号	電話 ( ) -									必要・不要	

※給与支払報告書提出時には、必ずこの表を給与支払報告書(個人別明細書)に添付して、1月末までにご提出ください。

給与支払報告書は、従業員様おひとりにつき1枚ご提出ください。

※所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収(給与天引き)することが法令により義務づけられています。  
 普通徴収仕分け用紙に普通徴収が認められる理由を掲載しております。  
 普通徴収が認められる理由に該当しない方は、特別徴収者としてご提出ください。



# 異 動 届 出 書

◎給与所得者が転勤、退職、休職、死亡などの理由によって給与の支払を受けなくなったときは異動届出書をすみやかに提出してください。

## 町民税・県民税の未徴収税額はどのように納入しますか？

下記の該当する徴収方法にしたがって、次頁からの記載例のとおり異動届出書を作成してください。

未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		記 入 例	留 意 点		
①	新しい勤務先で特別徴収（給与天引き）を継続するとき。	特別徴収継続	1	異動届を提出される際、新しい勤務先に月割額と徴収開始月をご連絡ください。	
②	未徴収税額を給与又は退職手当等から徴収するとき。		一括徴収	2	一括徴収した税額は徴収した月の翌月10日までに納入してください。
	<b>(1月1日から4月30日までの退職は、必ず一括徴収してください。)</b>				
	1月1日から 4月30日までに 退職された場合	現年度分は一括徴収するが、 新年度分の町民税・県民税は 新しい勤務先で特別徴収を行うとき。	一括徴収	3	○一括徴収した税額は徴収した月の翌月10日までに納入してください。
③	納税者本人が直接納付するとき。		普通徴収	4	本人宛に送付する納税通知書で納付することになります。

※非課税で通知されている方についても、届出をお願いします。

※異動届が足りない場合は、コピーしてお使いください。

# 目 次

---

## 各種届出書について

### 異動届出書

《記入例1》 新しい勤務先で特別徴収を継続する場合	P 3
《記入例2》 退職された方について残りの税額を一括して徴収される場合	P 4
《記入例3》 令和6年1月1日以降退職・休職等された方について残りの税額を一括して徴収される場合 (新年度分は新しい勤務先で徴収される場合)	P 5
《記入例4》 退職・休職等された方について普通徴収に切り替える場合	P 6
給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書	P 7
町民税・県民税普通徴収から特別徴収への切替届出書	P 8
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	P 9
令和6年度給与支払報告書(総括表)	P10
令和6年度給与支払報告書(総括表)の記入例	P11
ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	P14

# (新しい勤務先で特別徴収を継続する場合)

# 《記入例1》

◎特別徴収義務者の法人番号(又は個人番号)と  
給与所得者の個人番号を記入してください。

令和6年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人からの申出がなくても必ず一括徴収してください。

## 給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

氏名と生年月日を記入してください。

本人の「個人番号」を記入してください。

特別徴収税額通知書と同じ住所を必ず記入してください。

「給与の支払いを受けなくなった後の住所」を本人に確認のうえ記入してください。なお、令和5年1月1日現在の住所と同じ場合は「同上」、住所がわからない場合は「不明」と記入してください。

給与支払報告書 特別徴収	(あて先) 時津町長	給与(特別徴収義務者) 支払者	名称(氏名) <b>(株)時津商事</b>	所属 担当者連絡先	総務課給与係	特別徴収義務者指定番号 <b>0777777</b>
	令和○年△月×日	提出者	所在地(住所) <b>時津町浦郷274-1</b>	氏名	時津ゆかり	給与所得者宛番号 <b>0111111</b>
			個人番号又は法人番号		電話 (市外局番 095) <b>882-2211</b>	
給与者	(フリガナ) 時津二郎	特別徴収税額(年税額) 90,000	徴収済額 6月分から10月分まで 37,500	未徴収税額 11月分から5月分まで 52,500	異動年月日 5年10月31日	異動事由 1.退職 2.転勤 3.休職(産休・長欠含) 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併(転籍)・解散 7.その他( )
所得者	生年月日 S・(H) / . / . // 令和5年1月1日現在の住所 時津町浦郷○○○ 給与の支払いを受けなくなった後の住所 同上	特別徴収税額(年税額) 90,000	徴収済額 (イ) 円 37,500	未徴収税額 (ウ) 円 52,500	異動年月日 5年10月31日	異動事由 1.退職 2.転勤 3.休職(産休・長欠含) 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併(転籍)・解散 7.その他( )
		★「特別徴収継続」の場合は、次の欄にご記入ください。				異動後の未徴収税額の徴収 ①特別徴収継続 *一括徴収(残税額を最後の給与等から一括して徴収・納付) *普通徴収(個人で納付) (令和6年1月1日以後の退職等については、上記「一括徴収」にしてください。)

特別徴収税額通知書の「指定番号」を記入してください。

特別徴収税額通知書の「宛番号」を記入してください。

「特別徴収継続」に○をつけてください。

特別徴収税額通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。なお、年度中途において税額変更通知書を受けた方については、その通知書の変更後の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

新しい勤務先	名称 <b>時津広告(株)</b>	電話番号 <b>882-□□□□</b>	(市外局番 095) <b>882-□□□□</b>	特別徴収義務者指定番号 <b>0666666</b>
	所在地 (〒851-2105) <b>時津町浦郷△△△-△</b>	月割額 <b>7,500</b> 円を <b>11</b> 月分(翌月10日納入期限分)から徴収するように連絡済です。		

★「一括徴収」の場合は、次の欄にご記入ください。

一括徴収の理由	該当するものに○を付してください。 1. 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため。 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定 徴収予定月日 月 日	合計額 (上記ウ)と同額 円	一括徴収した税額は ____ 月分 (____ 月 日納入期限分) で納入します。
一括徴収できない理由	該当するものに○を付してください。 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。 2. 令和6年1月1日から5月31日までの間で、残税額(上記ウ)の税額を上回る給与・退職手当等の支払いがないため。 3. その他			

異動した人の特別徴収税額を6月分から何月分まで、いくら徴収されたかを記入してください。

(ア)の欄の金額から(イ)の欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

新しい勤務先に月割額、徴収開始月を必ず連絡し、新しい勤務先の名称、所在地、電話番号等を記入してください。

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号がわかる場合は記入してください。

# (退職された方について残りの税額を一括して徴収される場合)

# 《記入例2》

◎特別徴収義務者の法人番号(又は個人番号)と  
給与所得者の個人番号を記入してください。

令和6年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人からの申出がなくても必ず一括徴収してください。

## 給与支払報告書 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

- 氏名と生年月日を記入してください。
- 本人の「個人番号」を記入してください。
- 特別徴収税額通知書と同じ住所を必ず記入してください。
- 「給与の支払いを受けなくなった後の住所」を本人に確認のうえ記入してください。なお、令和5年1月1日現在の住所と同じ場合は「同上」、住所がわからない場合は「不明」と記入してください。
- 特別徴収税額通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。なお、年度中途において税額変更通知書を受けた方については、その通知書の変更後の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

給 時 津 町 長 と 支 給 者 の 提 出 者	給 与 支 払 先 (あて先)	名 称 (氏名)	(株)時津商事				所 属 担 当 者 連 絡 先	総務課給与係		特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号	0777777
	給 与 支 払 先 (住所)	所 在 地 (住所)	時津町浦郷274-1				氏 名	時津ゆかり		給 与 所 得 者 宛 名 番 号	0111111
	給 与 支 払 先 (個人番号又は法人番号)	個 人 番 号 又 は 法 人 番 号					電 話	(市外局番 095 ) 882 - 2211			
給 与 所 得 者	(フリガナ)	時津マリ	特 別 徴 収 税 額 (年税額)	徴 収 済 額	未 徴 収 税 額	異 動 年 月 日	異 動 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収			
	氏 名	時津マリ	(ア) 円	6月分 から 10月分 まで	11月分 から 5月分 まで	5年 10月 31日	①退職 2.転勤 3.休職(産休・長欠含) 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併(転籍)・解散 7.その他( )	*特別徴収継続 ②一括徴収 (残税額を最後の給与等から一括して徴収・納付) *普通徴収(個人で納付) (令和6年1月1日以後の退職等については、 上記「一括徴収」にしてください。)			
	生 年 月 日	S. (H) / . / . //	50,000	(イ) 円	(ウ) 円						
	個 人 番 号	●●●●●●●●●●●●●●●●									
	給 与 の 支 払 い を 受 け な く な っ 	時津町 浦郷○○○ 東京都千代田区○○○○									

- 特別徴収税額通知書の「指定番号」を記入してください。
- 特別徴収税額通知書の「宛名番号」を記入してください。
- 「一括徴収」に○をつけてください。

★「特別徴収継続」の場合は、次の欄にご記入ください。

新 し い 勤 務 先	名 称	電 話 番 号	(市外局番 )	特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号
	所 在 地	月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収するように連絡済です。		

★「一括徴収」の場合は、次の欄にご記入ください。

一 括 徴 収 の 理 由	該当するものに○を付してください。	徴 収 予 定	一 括 徴 収 し た 税 額 は
	① 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため。 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。	徴 収 予 定 日 月	合 計 額 (上記ウ) と同額
一 括 徴 収 で き な い 理 由	該当するものに○を付してください。 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。 2. 令和6年1月1日から5月31日までの間、残税額(上記ウ)の税額を上回る給与・退職手当等の支払いがないため。 3. その他	10月31日	28,700 円

- 異動した人の特別徴収税額を6月分から何月分まで、いくら徴収されたかを記入してください。
- (ア)の欄の金額から(イ)の欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- 「一括徴収の理由」欄に○をつけ、徴収予定、納入月等を記入してください。

一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記入してください。

「徴収予定額」の合計額を記入してください。

一括徴収した税額を何月分(何月何日納入期限分)で納入されるかを記入してください。

# (令和6年1月1日以降退職・休職等された方について残りの税額を一括して徴収される場合)《記入例3》

※1月1日から4月30日までの間に退職される方の残りの税額は必ず一括徴収してください。

◎特別徴収義務者の法人番号(又は個人番号)と  
給与所得者の個人番号を記入してください。

令和6年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人からの申出がなくても必ず一括徴収してください。

氏名と生年月日を記入してください。

本人の「個人番号」を記入してください。

特別徴収税額通知書と同じ住所を必ず記入してください。

「給与の支払いを受けなくなった後の住所」を本人に確認のうえ記入してください。なお、令和5年1月1日現在の住所と同じ場合は「同上」、住所がわからない場合は「不明」と記入してください。

特別徴収税額通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。なお、年度中途において税額変更通知書を受けた方については、その通知書の変更後の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

《記入例2》の内容に加えて、新年度の町民税・県民税を特別徴収する事業所の内容を右欄に記入してください。

異動した人の特別徴収税額を6月分から何月分まで、いくら徴収されたかを記入してください。

(ア)の欄の金額から(イ)の欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

## 給与支払報告書 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

給与(あて先) 時津町長 令和○年△月×日 異動届出者	名称(氏名) <b>(株)時津商事</b>	所在地(住所) <b>時津町浦郷274-1</b>	個人番号又は法人番号	所属 担当者連絡先 氏名 電話	総務課給与係 <b>時津ゆかり</b> (市外局番 095) <b>882-2211</b>	特別徴収義務者指定番号 <b>0777777</b> 給与所得者宛番号 <b>0111111</b>	
給与(フリガナ) 氏名 生年月日 個人番号 令和5年1月1日現在の住所 給与の支払いを受けなくなった後の住所	トギツマリ <b>時津マリ</b> S・H / . / . // ●●●●●●●●●●●●●●●● 時津町 浦郷○○○ 東京都千代田区○○○○	特別徴収税額(年税額) (ア) 円 <b>50,000</b>	徴収済額 6月分から2月分まで (イ) 円 <b>37,700</b>	未徴収税額 3月分から5月分まで (ウ) 円 <b>12,300</b>	異動年月日 6年2月28日	異動事由 ①退職 ②転勤 ③休職(産休・長欠含) ④死亡 ⑤支払少額・不定期 ⑥合併(転籍)・解散 ⑦その他( )	異動後の未徴収税額の徴収 *特別徴収継続 ○一括徴収 (残税額を最後の給与等から一括して徴収・納付) *普通徴収(個人で納付) (令和6年1月1日以後の退職等については、上記「一括徴収」にしてください。)

特別徴収税額通知書の「指定番号」を記入してください。

特別徴収税額通知書の「宛番号」を記入してください。

「一括徴収」に○をつけてください。

★「特別徴収継続」の場合は、次の欄にご記入ください。

新しい勤務先 名称 所在地	<b>東京広告(株)</b> (〒○○○-○○○○) <b>東京都港区○○○○</b>	電話番号 (市外局番 03) ○○○○-○○○○	特別徴収義務者指定番号 <b>0555555</b>
月割額 _____ 円を <b>新年度</b> 月(翌月10日納入期限分)から徴収するように連絡済です。			

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号がわかる場合は記入してください。

★「一括徴収」の場合は、次の欄にご記入ください。

一括徴収の理由 1. 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため。 ② 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定日	合計額(上記ウ)と同額	一括徴収した税額は <b>2</b> 月分 (3月10日納入期限分)で納入します。
	2月28日	12,300 円	
一括徴収できない理由 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。 2. 令和6年1月1日から5月31日までの間で、残税額(上記ウ)の税額を上回る給与・退職手当等の支払いがないため。 3. その他	該当するものに○を付してください。		

1月1日から4月30日までの間の退職者で、異動後の未徴収税額の徴収方法が「普通徴収」の場合には、「一括できない理由」欄の該当する理由に○をつけてください。

※普通徴収…退職者等が納税通知書により直接納付すること。  
(特別徴収継続、一括徴収以外の場合)

# (退職・休職等された方について普通徴収に切り替える場合)

# 《記入例4》

◎特別徴収義務者の法人番号(又は個人番号)と  
給与所得者の個人番号を記入してください。

令和6年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人からの申出がなくても必ず一括徴収してください。

氏名と生年月日を記入してください。

本人の「個人番号」を記入してください。

特別徴収税額通知書と同じ住所を必ず記入してください。

「給与の支払いを受けなくなった後の住所」を本人に確認のうえ記入してください。なお、令和5年1月1日現在の住所と同じ場合は「同上」、住所がわからない場合は「不明」と記入してください。

特別徴収税額通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。なお、年度中途において税額変更通知書を受けた方については、その通知書の変更後の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

異動した人の特別徴収税額を6月分から何月分まで、いくら徴収されたかを記入してください。

(ア)の欄の金額から(イ)の欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

## 給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

給与(フリガナ) 時津町長	給与(特別徴収義務者) 時津町長	名称(氏名) (株)時津商事	所在地(住所) 時津町浦郷274-1	個人番号又は法人番号	特別徴収義務者指定番号 0777777	給与所得者宛番号 0111111
令和○年△月×日	異動年月日 5年10月31日	特別徴収税額(年税額) (ア) 50,000円	徴収済額 6月分から10月分まで (イ) 21,300円	未徴収税額 11月分から5月分まで (ウ) 28,700円	異動事由 ①退職	異動後の未徴収税額の徴収 *特別徴収継続 *一括徴収 ②普通徴収(個人で納付) (令和6年1月1日以後の退職等については、上記「一括徴収」にしてください。)
氏名 時津マリ	生年月日 S・(日) / . / . //	給与の支払いを受けなくなった後の住所 東京都千代田区○○○○	特別徴収税額通知書の「特別徴収税額」欄の金額	異動した人の特別徴収税額	異動後の未徴収税額	異動理由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職(産休・長欠含) 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併(転籍)・解散 7. その他( )

特別徴収税額通知書の「指定番号」を記入してください。

特別徴収税額通知書の「宛番号」を記入してください。

「普通徴収」に○をつけてください。

★「特別徴収継続」の場合は、次の欄にご記入ください。

新しい勤務先 名称 所在地	電話番号 (市外局番 )	特別徴収義務者指定番号
月割額 _____ 円を _____ 月分(翌10日納入期限分)から徴収するように連絡済です。		

★「一括徴収」の場合は、次の欄にご記入ください。

一括徴収の理由 1. 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため。 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定日 月 日	徴収予定合計額 (上記ウ)と同額 円	一括徴収した税額は _____ 月分 ( 月 日納入期限分) で納入します。
一括徴収できない理由 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。 2. 令和6年1月1日から5月31日までの間で、残税額(上記ウ)の税額を上回る給与・退職手当等の支払いがないため。 3. その他	該当するものに○を付してください。		

1月1日から4月30日までの間の退職者で、異動後の未徴収税額の徴収方法が「普通徴収」の場合には、「一括できない理由」欄の該当する理由に○をつけてください。

※普通徴収…退職者等が納税通知書により直接納付すること。  
(特別徴収継続、一括徴収以外の場合)



◎特別徴収義務者の法人番号(又は個人番号)と  
給与所得者の個人番号を記入してください。

給与支払報告書  
特別徴収にかかると  
給与所得者異動届出書

令和6年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人からの申出がなくても必ず一括徴収してください。

(あて先) 時津町長 令和 年 月 日 提出者	給与(特別徴収義務者)	名称(氏名)													所属	特別徴収義務者指定番号			
		所在地(住所)													担当者連絡先	給与所得者宛名番号			
		個人番号又は法人番号																氏名	電話 (市外局番 )
給与所得者	(フリガナ)												特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額	異動年月日	異事由	異動後の未徴収税額の徴収 *特別徴収継続 *一括徴収 [残税額を最後の給与等から一括して徴収・納付] *普通徴収[個人で納付] (令和6年1月1日以後の退職等については、 上記「一括徴収」にしてください。	
	氏名												(ア) 円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職(産休・長欠含) 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併(転籍)・解散 7. その他( )		
	生年月日	S・H																	
	個人番号															(イ) 円	(ウ) 円		
	令和5年1月1日現在の住所	時津町																	
	給与の支払いを受けなくなった後の住所																		

★「特別徴収継続」の場合は、次の欄にご記入ください。

新しい勤務先	名称												電話番号	(市外局番 )	特別徴収義務者指定番号
	所在地	(〒 - )											月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収するように連絡済です。		

★「一括徴収」の場合は、次の欄にご記入ください。

一括徴収の理由	該当するものに○を付してください。	徴収予定		一括徴収した税額は _____月分 ( 月 日納入期限分) で納入します。
	1. 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため。	徴収予定月日	合計額 (上記(ウ)と同額) 円	
	2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。	月 日		
一括徴収できない理由	該当するものに○を付してください。 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。 2. 令和6年1月1日から5月31日までの間で、残税額(上記(ウ)の税額)を上回る給与・退職手当等の支払いがないため。 3. その他			



◎特別徴収義務者の法人番号(又は個人番号)と  
給与所得者の個人番号を記入してください。

給与支払報告書  
特別徴収にかかると  
給与所得者異動届出書

令和6年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人からの申出がなくても必ず一括徴収してください。

(あて先) 時津町長 令和 年 月 日 提出者	給与(特別徴収義務者)	名称(氏名)													所属	特別徴収義務者指定番号			
		所在地(住所)													担当者連絡先	給与所得者宛名番号			
		個人番号又は法人番号																氏名	電話 (市外局番 )
給与所得者	(フリガナ)												特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額	異動年月日	異事由	異動後の未徴収税額の徴収 *特別徴収継続 *一括徴収 [残税額を最後の給与等から一括して徴収・納付] *普通徴収[個人で納付] (令和6年1月1日以後の退職等については、上記「一括徴収」にしてください。)	
	氏名												(ア) 円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	1.退職 2.転勤 3.休職(産休・長欠含) 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併(転籍)・解散 7.その他( )		
	生年月日	S・H																	
	個人番号															(イ) 円	(ウ) 円		
令和5年1月1日現在の住所	時津町																		
給与の支払いを受けなくなった後の住所																			

★「特別徴収継続」の場合は、次の欄にご記入ください。

新しい勤務先	名称												電話番号	(市外局番 )	特別徴収義務者指定番号
	所在地	(〒 - )											月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収するように連絡済です。		

★「一括徴収」の場合は、次の欄にご記入ください。

一括徴収の理由	該当するものに○を付してください。	徴収予定		一括徴収した税額は _____ 月分 ( 月 日納入期限分) で納入します。
	1. 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため。	徴収予定月日	合計額 (上記(ウ)と同額) 円	
一括徴収できない理由	該当するものに○を付してください。	月 日		
	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。 2. 令和6年1月1日から5月31日までの間で、残税額(上記(ウ)の税額)を上回る給与・退職手当等の支払いがないため。 3. その他			



◎特別徴収義務者の法人番号(又は個人番号)と  
給与所得者の個人番号を記入してください。

給与支払報告書  
特別徴収にかかると  
給与所得者異動届出書

令和6年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人からの申出がなくても必ず一括徴収してください。

(あて先) 時津町長 令和 年 月 日 提出者	給与(特別徴収義務者)	名称(氏名)													所属	特別徴収義務者指定番号		
		所在地(住所)													担当者連絡先	給与所得者宛名番号		
		個人番号又は法人番号															氏名	(市外局番 )
給与所得者	(フリガナ)												特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額	異動年月日	異事由	異動後の未徴収税額の徴収
	氏名												(ア) 円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職(産休・長欠含) 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併(転籍)・解散 7. その他( )	*特別徴収継続
	生年月日	S・H											(イ) 円	(ウ) 円	*一括徴収 [残税額を最後の給与等から一括して徴収・納付]			
	個人番号															令和5年1月1日現在の住所	時津町	*普通徴収[個人で納付] (令和6年1月1日以後の退職等については、上記「一括徴収」にしてください。)
給与の支払いを受けなくなった後の住所																		

★「特別徴収継続」の場合は、次の欄にご記入ください。

新しい勤務先	名称												電話番号	(市外局番 )	特別徴収義務者指定番号
	所在地	(〒 - )											月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収するように連絡済です。		

★「一括徴収」の場合は、次の欄にご記入ください。

一括徴収の理由	該当するものに○を付してください。	徴収予定		一括徴収した税額は _____ 月分 ( 月 日納入期限分) で納入します。
	1. 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため。 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定月日	合計額 (上記(ウ)と同額) 円	
一括徴収できない理由	該当するものに○を付してください。 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。 2. 令和6年1月1日から5月31日までの間で、残税額(上記(ウ)の税額)を上回る給与・退職手当等の支払いがないため。 3. その他			



◎特別徴収義務者の法人番号(又は個人番号)と  
給与所得者の個人番号を記入してください。

給与支払報告書  
特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

令和6年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人からの申出がなくても必ず一括徴収してください。

(あて先) 時津町長 令和 年 月 日 提出者	給与(特別徴収義務者)	名称(氏名)													所属	特別徴収義務者指定番号			
		所在地(住所)													氏名	給与所得者宛名番号			
		個人番号又は法人番号																電話	(市外局番 )
給与所得者	(フリガナ)													特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額	異動年月日	異事由	異動後の未徴収税額の徴収 *特別徴収継続 *一括徴収 [残税額を最後の給与等から一括して徴収・納付] *普通徴収[個人で納付] (令和6年1月1日以後の退職等については、 上記「一括徴収」にしてください。
	氏名													(ア) 円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	1.退職 2.転勤 3.休職(産休・長欠含) 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併(転籍)・解散 7.その他( )	
	生年月日	S・H																	
	個人番号																(イ) 円	(ウ) 円	
令和5年1月1日現在の住所	時津町																		
給与の支払いを受けなくなった後の住所																			

★「特別徴収継続」の場合は、次の欄にご記入ください。

新しい勤務先	名称													電話番号	(市外局番 )	特別徴収義務者指定番号	
	所在地	(〒 - )													月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収するように連絡済です。		

★「一括徴収」の場合は、次の欄にご記入ください。

一括徴収の理由	該当するものに○を付してください。	徴収予定		一括徴収した税額は _____ 月分 ( 月 日納入期限分) で納入します。
	1. 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため。	徴収予定月日	合計額 (上記(ウ)と同額) 円	
一括徴収できない理由	該当するものに○を付してください。	月 日		
	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。 2. 令和6年1月1日から5月31日までの間で、残税額(上記(ウ)の税額)を上回る給与・退職手当等の支払いがないため。 3. その他			





# 令和 年度 町民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替届出書

◎納税義務者から普通徴収分を特別徴収へ切替したい旨の申出があった場合は、すみやかに提出してください。

(あて先) 時津町長  令和 年 月 日 提出	給 与 支 払 者	(特別徴収義務者)	フリガナ		特別徴収義務者 指 定 番 号	
			名 称		特別徴収義務者 法 人 番 号	
			所 在 地 (住 所)	( 千 - )	※必ず 担当者連絡先 記入願います	所 属
		氏 名				
		電 話				

給 与 所 得 者	フリガナ		生年月日	申請理由 (番号を○で囲んでください)
	氏 名		年 月 日生	1. 月 日入社のため
	令和 年1月1日 現 在 の 住 所			2. 正社員になったため
現 住 所				3. その他 ( )

上記の者の普通徴収分について  第 <input type="text"/> 期以降を  <input type="text"/> 月分 ( <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日納期限分)  から特別徴収します。  ※ 普通徴収の納期限が過ぎている納期分は 特別徴収に切替ができません。	備 考	※注 意 (1) 特別徴収開始月は、この届出書が概ね月末までに到着した場合には、届出月の翌月8日頃に税額を通知しますので、徴収可能な月を記入してください。(例えば、6月分とは7月10日納期限分のことです。)
---	--------	--



# 令和 年度 町民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替届出書

◎納税義務者から普通徴収分を特別徴収へ切替したい旨の申出があった場合は、すみやかに提出してください。

(あて先) 時津町長  令和 年 月 日  提出	給 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	フリガナ		特別徴収義務者 指 定 番 号	
		名 称		特別徴収義務者 法 人 番 号	
		所 在 地 (住 所)	( 千 - )	※必ず 担当者連絡先 記入願います	所 属
		氏 名			
		電 話			

給 与 所 得 者	フリガナ		生年月日	申請理由 (番号を○で囲んでください)
	氏 名		年 月 日生	1. 月 日入社のため
	令和 年1月1日 現 在 の 住 所			2. 正社員になったため
現 住 所				3. その他 ( )

上記の者の普通徴収分について  第 <input style="width: 20px;" type="text"/> 期以降を  <input style="width: 20px;" type="text"/> 月分 ( <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 日納期限分)  から特別徴収します。  ※ 普通徴収の納期限が過ぎている納期分は 特別徴収に切替ができません。	備 考	※注 意 (1) 特別徴収開始月は、この届出書が概ね月末までに到着した場合には、届出月の翌月8日頃に税額を通知しますので、徴収可能な月を記入してください。(例えば、6月分とは7月10日納期限分のことです。)
---	--------	--



# 令和 年度 町民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替届出書

◎納税義務者から普通徴収分を特別徴収へ切替したい旨の申出があった場合は、すみやかに提出してください。

(あて先) 時津町長  令和 年 月 日  提出	給 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	フリガナ		特別徴収義務者 指 定 番 号	
		名 称		特別徴収義務者 法 人 番 号	
		所 在 地 (住 所)	( 千      -      )	※ 必 ず 記 入 願 い ま す  担 当 者 連 絡 先	所 属
		氏 名			
		電 話			

給 与 所 得 者	フリガナ		生年月日	申請理由 (番号を○で囲んでください)
	氏 名		年 月 日生	1. 月 日入社のため
	令和 年1月1日 現 在 の 住 所			2. 正社員になったため
現 住 所				3. その他 ( )

上記の者の普通徴収分について  第 <input style="width: 20px;" type="text"/> 期以降を  <input style="width: 20px;" type="text"/> 月分 ( <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 日納期限分)  から特別徴収します。  ※ 普通徴収の納期限が過ぎている納期分は 特別徴収に切替ができません。	備 考	※注 意 (1) 特別徴収開始月は、この届出書が概ね月末までに到着した場合には、届出月の翌月8日頃に税額を通知しますので、徴収可能な月を記入してください。(例えば、6月分とは7月10日納期限分のことです。)
---	--------	--









# 令和6年度用 総括表

( 令和6年度給与支払報告書を提出される時に、  
表紙を切り取って使用してください。 )

## 〔提出方法〕

給与支払報告書を、右図のとおりセットして提出してください。

なお、給与支払報告書は、従業員様おひとりにつき1枚ご提出  
ください。

## 〔提出期限〕

提出期限は令和6年1月31日です。

できる限り早めにご提出いただきますようご協力をお願いします。

## 〔その他〕

新卒や中途入社の方等で、前職分の給与や他の会社の給与等を  
合算して年末調整を行っている場合は、摘要欄に前職分の給与収  
入額、社会保険料及び源泉徴収税額等を必ず記入してください。

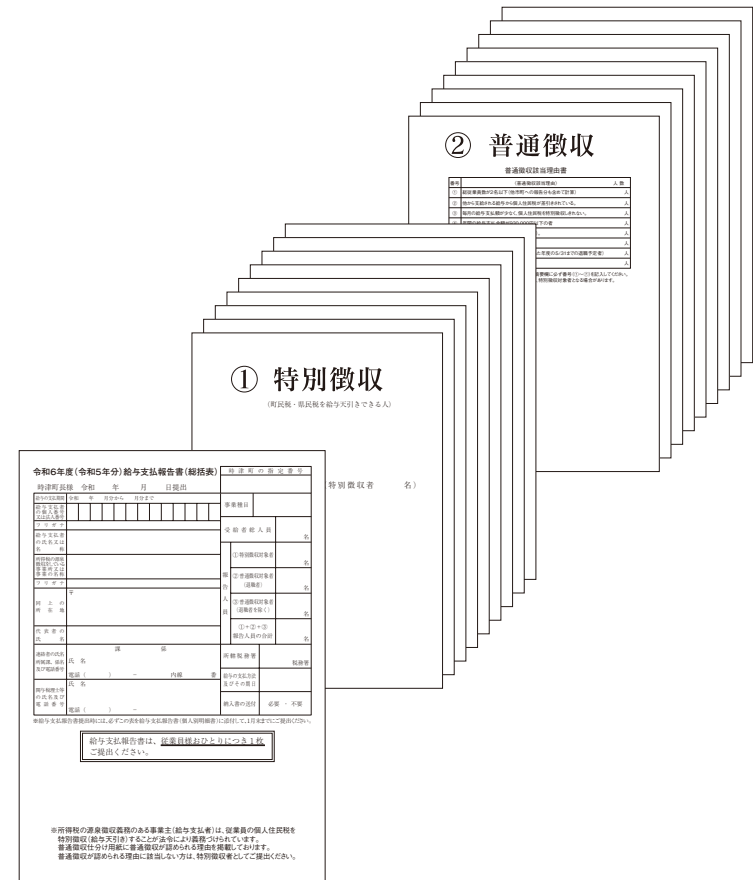
## 〔提出先〕

時津町分の給与支払報告書をまとめて

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

時津町役場 税務課 住民税係

へ提出してください。



①特別徴収、②普通徴収の表紙は、  
12頁～13頁に綴じ込んでいますのでご利用ください。



# 〔令和6年度給与支払報告書（総括表）の記入例〕

令和6年度給与支払報告書を、時津町へ提出していただく際には、  
表紙の総括表を添えて提出してください。

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表)		時津町の指定番号	
時津町長様 令和 6年 1月 15日提出		(8) 0777777	
給与の支払期間 令和 年 月分から 月分まで	(2) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	事業種目	(9) サービス業
フリガナ	カブシキガイシャ トギツ ショウジ	(10) 受給者総人員	150名
給与支払者の氏名又は名称	(1) 株式会社時津商事	報告人員	(11) ①特別徴収対象者 90名
所得税の源泉徴収している事業所又は事業の名称	(3) 時津税理士事務所		(12) ②普通徴収対象者(退職者) 名
フリガナ	トギツチョウ ウラゴウ		(13) ③普通徴収対象者(退職者を除く) 5名
同 上 の 所 在 地	(4) 〒851-2105 時津町浦郷274-1		(10) ①+②+③ 報告人員の合計 95名
代表者の氏名	(5) 時津太郎	所轄税務署	長崎 税務署
連絡者の氏名 所属課、係名 及び電話番号	(6) 総務課 給与係 氏名 時津 ゆかり 電話 (095) 882-2211 内線 337 番	給与の支払方法及びその期日	(14) 月給 毎月21日
関与税理士等の氏名及び電話番号	(7) 氏名 時津税理士事務所 電話 (095) 000-0000	納入書の送付	必要 ・ 不要

※給与支払報告書提出時には、必ずこの表を給与支払報告書(個人別明細書)に添付して、1月末までにご提出ください。

給与支払報告書は、従業員様おひとりにつき1枚  
ご提出ください。

## 〔総括表記入要領〕

- (1)の欄・・・社名又は屋号及び氏名を記入してください。
- (2)の欄・・・法人番号(個人事業主の方は個人番号)を必ず記入してください。
- (3)の欄・・・事務、経理を実際に行っている事務所の名称を記入してください。
- (4)の欄・・・事業所の所在地(住所)を記入してください。  
なお、所在地(住所)が前年度と変更になっている場合は、9頁にあります「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。この届出書の提出がありませんと、通知書等の送付先を変更することができません。
- (5)の欄・・・給与支払者が法人の場合に限り記入してください。
- (6)の欄・・・源泉徴収事務取扱者の係・氏名・電話番号を記入してください。
- (7)の欄・・・税理士等が報告書の作成をする場合、報告書に関する問い合わせ先となる税理士等の氏名・電話番号を記入してください。
- (8)の欄・・・特別徴収の通知書等に記載してあります指定番号を必ず記入してください。
- (9)の欄・・・会社の業務内容を記入してください。
- (10)の欄・・・令和6年1月1日現在の会社の全従業員数を記入してください。  
時津町へ提出される給与支払報告書の内訳を記入してください。
- (11)の欄・・・町民税・県民税の特別徴収ができる(町民税・県民税を給与天引きできる)人の数を記入してください。
- (12)の欄・・・町民税・県民税の特別徴収ができない人(普通徴収の人)のうち退職者の人数を記入してください。
- (13)の欄・・・町民税・県民税の特別徴収ができない人(普通徴収の人)のうち退職者を除く人数を記入してください。
- (14)の欄・・・月給、週給等の毎月の給与支払方法と支払日を記入してください。



# ① 特別徴収

(町民税・県民税を給与天引きできる人)

※  
切  
り  
取  
り  
線

(特別徴収者 名)

※所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収(給与天引き)することが法令により義務づけられています。  
普通徴収仕分け用紙に普通徴収が認められる理由を掲載しております。  
普通徴収が認められる理由に該当しない方は、特別徴収者としてご提出ください。

普通徴収の仕分け用紙は13ページに掲載しています。



# ② 普通徴収

## 普通徴収該当理由書

番号	〈普通徴収該当理由〉	人数
①	総従業員数が2名以下(他市町への報告分も含めて計算)	人
②	他から支給される給与から個人住民税が差引きされている。	人
③	毎月の給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。	人
④	年間の給与支払金額が930,000円以下の者	人
⑤	給与が毎月支給されていない(不定期)。	人
⑥	専従者	人
⑦	退職者(又は給与支払報告書を提出した年度の5/31までの退職予定者)	人
合 計		人

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず番号(①～⑦)を記入してください。
- この普通徴収該当理由書の提出がないと、特別徴収対象者となる場合があります。

※  
切  
り  
取  
り  
線

※所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収(給与天引き)することが法令により義務づけられています。  
普通徴収仕分け用紙に普通徴収が認められる理由を掲載しております。  
普通徴収が認められる理由に該当しない方は、特別徴収者としてご提出ください。





令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長・郵便局長 様

長崎県西彼杵郡

時津町長 吉 田 義 徳



## ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、本町の町民税及び県民税（特別徴収税額）取扱店・局に指定しましたので通知します。

1. 口座番号 01830-8-960045
2. 加入者の名称 時津町役場
3. 取りまとめ店 **812-8794 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター**

## 町民税・県民税の特別徴収税額にかかる納入金の取扱いについて

本町の町民税及び県民税の特別徴収税額の収納事務につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴局を本町の町民税及び県民税の特別徴収税額にかかる納入金の取扱局として指定いたしましたので、貴局管内の特別徴収義務者から町民税・県民税の特別徴収税額の払込みがありました場合は、下記によりお取扱いただきますようお願いいたします。

### (取扱方法)

1. 特別徴収義務者が別紙様式の三片式の「町民税・県民税納入書」に現金又は小切手を添えて納入を申し出ますので、納入書各片（領収証書、納入書、納入済通知書）の領収日付欄に貴局の「領収日付印」をそれぞれ押印し、納入金を収納してください。
2. 領収証書は納入者に渡してください。
3. 納入書は貴局の控として保管してください。
4. 収納された納入金は、納入書の「納入済通知書」を添えて、取りまとめ局である長崎県西彼杵郵便局に送金してください。

### (特別徴収税額の納入期限)

町民税・県民税の特別徴収税額は、6月から翌年5月まで毎月徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに納入することになっています。ただし、退職手当等に対する所得割（分離課税にかかる所得割）については、退職手当等の支払いの際に徴収し、徴収した月の翌月の10日までに納入することになっています。

なお、上記の納入期限後20日を経過しますと督促手数料100円を加算して納付することになります。

(注) 翌月10日が休日等（土曜日、日曜日、休日）にあたる場合には、その翌日が納入期限となります。

(注2) この用紙は郵便局で初めて納入して頂く時に必要です。1回提出すれば、2回目の納入の際は提出の必要はありません。

くわしくは「給与所得等に係る町民税・県民税の特別徴収の手引き」をご確認ください。



